

令和8年6月以降の外側用紙コーナーの廃止について

趣 旨

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえて、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる事務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続き等のオンライン化、事務処理の電子化等、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを進めている。

通常期における各署の窓口外側に設置していた用紙コーナーは、令和7年12月までに廃止したところ。

今般、令和8年6月以降、全国の税務署において、税務行政のデジタル化における手続きの見直しと環境へ配慮した用紙削減の取組の一環として、税務署入口等に設置していた申告書等の用紙を確定申告期等も設置しないこととした。

取組方針

- 通常期における、各署の窓口の外側に設定していた用紙コーナーは廃止済
- 年末調整や確定申告期など用紙等の請求の多い時期等における用紙コーナー（特設コーナー）について、令和8年6月以降は設置しない。
- 用紙等の交付を希望する来署者に対しては、窓口において用紙等を交付する際に、オンライン手続の利用（e-Taxでの提出）を勧奨、又は、署の窓口を設置しているパソコンにより庁HPから必要となる用紙のダウンロードによる取得を勧奨
- 用紙等の交付に当たっては、令和8年9月以降、多くの申告書等の様式が新しくなること及び新様式を確実に使用することを周知し、真に必要な部数を交付

令和8年7月3日

公益社団法人釜石地区法人会会長 殿

釜石税務署長
(官印省略)

令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知について（依頼）

平素より、税務行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、行政手続のオンライン化の推進により、住民等の利便性の向上や業務効率化を実現していくこととされており、国・地方公共団体を挙げて対応を進めているところです。

令和9年1月以降、事業者の事務負担の軽減を目的として、給与所得の源泉徴収票の提出方法が見直されることから、貴会におかれましては、下記の事項について、別添の周知用リーフレット（参考資料）をご活用いただき、貴会を通じて会員の皆様に周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

○ 制度改正（源泉徴収票のみなし提出の特例）の概要について

令和5年度税制改正により、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以降の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」といいます。）については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、一定の事項が記載された給与支払報告書（以下「支払報告書」といいます。）を市区町村の長に提出した場合には、税務署長に源泉徴収票を提出したとみなされる（本紙において「源泉徴収票のみなし提出の特例」といいます。）とともに、提出範囲が支払報告書に揃えられます。

すなわち、支払報告書を市区町村に提出した場合には、源泉徴収票を税務署へ別途提出する必要がなくなります。

これまで、税務署には源泉徴収票、市区町村には支払報告書をそれぞれ提出する必要があったことから、特に源泉徴収票や支払報告書を書面や光ディスク等で提出している事業者にとって大きな事務負担となっていました。本改正により、税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。

源泉徴収票のみなし提出の特例について、国税庁ホームページに特設ページ^(注)を設け、本改正に係るFAQ（よくある質問）等を掲載します。また、周知用リーフレットについても

新たに作成し掲載します。

(注) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index/minashi.htm>

(特設サイト及びFAQは令和8年4月頃から順次公開します。)

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

○ eLTAXを利用した支払報告書の提出について

支払報告書については、給与等の受給者の住所地等の市区町村に提出する必要があるところ、支払報告書をeLTAXにより一括提出することで、提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます。

源泉徴収票や支払報告書を書面や光ディスク等で提出している事業者におかれましては、源泉徴収票のみなし提出の特例を契機として、eLTAXにより支払報告書を提出していただくことにより提出に係る事務の効率化が見込まれます。

さらに、eLTAXにより提出することで、市区町村から送付される個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取ることができ、給与事務等の効率化に資するほか、令和9年1月以降、支払報告書に記載された給与情報がマイナポータル連携の対象となる^(注)ことから、従業員が確定申告する際、マイナポータル連携により給与情報が自動で入力されるため、入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書を作成できるというメリットがありますので、書面や光ディスク等からeLTAXによる提出への切り替えを是非ご検討いただきますようお願いいたします。

eLTAXを利用した支払報告書の提出について、詳しくは、地方税ポータルシステム(eLTAX)ホームページをご覧ください。

また、給与情報のマイナポータル連携について、詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

eLTAXの利用方法について



(eLTAX ホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

(参考資料) 源泉徴収票の提出方法が変わります(リーフレット)

【問合せ先】

釜石税務署 総務課

担当：扇藤 一夫

TEL：0193-25-2081(内線：21)

※音声案内で「2番」を選択してください。

事業者の皆さまへ

令和9年1月から

源泉徴収票の提出方法が変わります

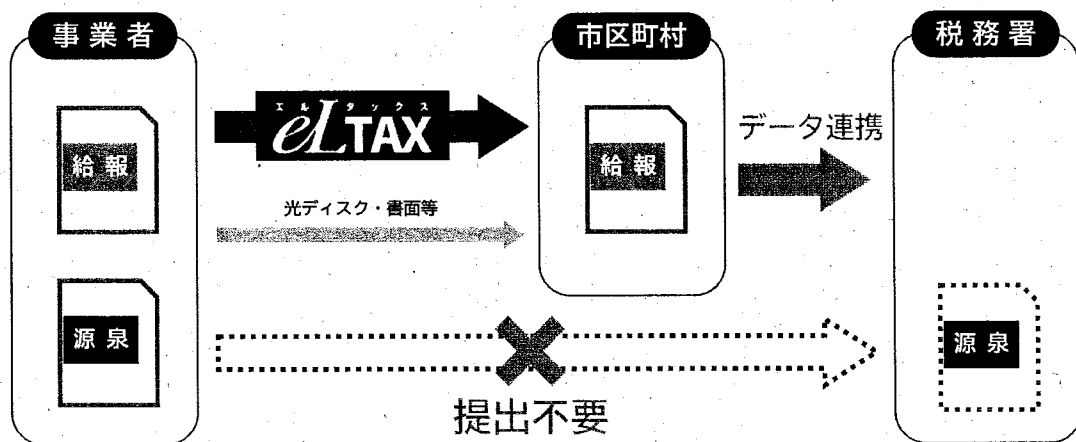
改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！

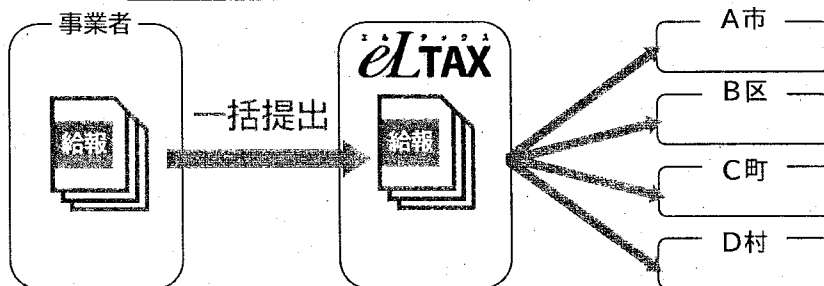


どうしてももっと効率的に提出できますか・・・？

eLTAX

を使えば、

各市区町村へ自動振り分け提出！



すでに
約70%が
eLTAXを
利用して提出!!



まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

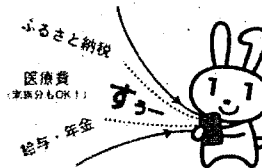
✓ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

✓ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 eLTAX が便利になります

✓ サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ GビズIDログイン機能の実装 eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまで、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A eLTAX で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

令和 8 年 7 月 3 日

公益社団法人釜石地区法人会会長 殿

釜石税務署長
(官印省略)

業務センターへの郵送等に関するお願いについて（周知依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、令和 3 年 7 月から、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和 8 年 7 月以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

内部事務のセンター化により、申告書や申請書等は業務センターで処理することとしているため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

貴会におかれましては、会員の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、全国法人会総連合及び東北六県法人会連合会には、国税庁及び国税局から、同様の連絡がなされております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

釜石税務署 総務課

担当：扇藤 一夫

TEL：0193-25-2081（内線：21）

※音声案内で「2 番」を選択してください。

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

なお、仙台局における各センターの対象となる税務署等については、裏面をご覧ください。

おって、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○ 仙台国税局における内部事務のセンター化の対象となる税務署

1	名 称	仙台国税局業務センター ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 仙台業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1-1 仙台北税務署内
	対象署	仙台北税務署・仙台中税務署・仙台南税務署・石巻税務署・塩釜税務署 古川税務署・気仙沼税務署・大河原税務署・築館税務署・佐沼税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 米沢税務署・鶴岡税務署・酒田税務署・新庄税務署・長井税務署
	行政指導事務等の集約処理	業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、仙台国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

2	名 称	仙台国税局業務センター盛岡分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 盛岡業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3
	対象署	青森税務署・弘前税務署・黒石税務署・盛岡税務署・宮古税務署 水沢税務署・花巻税務署・久慈税務署・釜石税務署・二戸税務署 秋田南税務署・秋田北税務署・大曲税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 八戸税務署・五所川原税務署・十和田税務署・むつ税務署 大船渡税務署・一関税務署・能代税務署・横手税務署・大館税務署 本荘税務署・湯沢税務署
	一部事務の集約処理	業務センター盛岡分室の一部の業務を仙台国税局業務センター盛岡分室青森事務室（青森税務署内）及び仙台国税局業務センター盛岡分室秋田南事務室（秋田南税務署内）において実施しています。 ※ 書面により申告書等を提出する場合は、 <u>仙台国税局業務センター盛岡分室へ郵送願います。</u>

3	名 称	仙台国税局業務センター山形分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 山形業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒990-8601 山形市大手町1-23 山形税務署内
	対象署	山形税務署・寒河江税務署・村山税務署

4	名 称	仙台国税局業務センター福島分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 福島業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒960-8509 福島市森合町16-6 福島税務署内
	対象署	福島税務署・郡山税務署・二本松税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 会津若松税務署・いわき税務署・白河税務署・須賀川税務署 喜多方税務署・相馬税務署・田島税務署

※ 電話番号については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページに掲載します。

[illegible]

※ 下掲赤字に 令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

令和8年7月3日

公益社団法人釜石地区法人会会長 殿

釜石税務署長
(官印省略)

K S K 2 への移行に伴う申告書の様式変更等について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、令和8年9月24日（木）に、現行の業務基幹システムであるK S K（国税総合管理）システムに代わり、K S K 2に移行する予定であり、その円滑な移行のため、周知・広報に努めているところです。

つきましては、K S K 2への移行に伴い、御理解いただきたい事項を別添のとおり整理しておりますので、貴会の会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、K S K 2への移行に伴う情報につきましては、国税庁ホームページにも掲載しております。

これらの情報につきましては、広く周知する必要があることから、貴会の会報誌等に以下のURL等を掲載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、全国法人会総連合及び東北六県法人会連合会には、国税庁及び国税局から同様の連絡がなされております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【国税庁ホームページのURL等】

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>



【問合せ先】

釜石税務署 総務課

担当：扇藤 一夫

TEL：0193-25-2081（内線：21）



令和8年6月
国 税 庁
法 人 課 税 課

国税庁システム移行に伴う 周知事項等について

INDEX

- 01 | **概要**
概要事項のご説明
- 02 | **様式変更の具体的な事例**
申告や申請・届出等の変更例のご紹介
- 03 | **仕様変更に伴う新機能・変更点**
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介
- 04 | **システム移行に伴うe-Tax停止期間**
システム移行期のe-Tax停止期間等について

INDEX

01 | 概要 概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例 申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点 電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間 システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

2

1 概要

当資料について

当庁では、基幹システムの更新（更新後：KSK2）が計画されており、令和8年9月24日リリース予定として開発を進めているところです。

当システム更新に伴い、以下の変更等が生じることから、前広な情報共有を目的としたものとなります。

【当資料にてお伝えしたい事項】

- 申告書等のAI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂（スライド5～12）
- 新機能・変更点等（スライド14～18）
- システム移行時のe-Tax停止期間（スライド20）

※ 追加で連絡すべき事項等が生じた場合には、適宜ご連絡させていただきます。

※ 貴会の県単位及び署単位会に対してのご連絡は、今後、局署の実情に応じて実施させていただきます。

KSK2移行に伴う対外周知について

KSK2への移行に伴い、上記のとおり、AI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂等の多くの変更点が生じるため、別途国税庁ホームページに専用ページを設け、各種情報を掲載しています。

なお、様式変更される申告書等の公表時期・受付開始時期等の情報についても合わせて掲載しています。

（掲載先）国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>



INDEX

01 | 概要 概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例 申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点 電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間 システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

4

2-1 申告書等の様式変更

- 一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
※ 「控用」は、なくなります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。
- 書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。
※ e-Tax申告を推進しています。バンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。
※ 過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

【現行KSK : OCR】

1文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。

【KSK2 : AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

- AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
※ e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。
- AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままの場合もあります。

5

2-2 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月
- （注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。
- （注2） 令和8年度税制改正に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
法人税申告書別表一（OCR様式）

【変更後】
法人税申告書別表一（イメージ）

2-3 法人設立関係届出手続の統合

- 法人設立関係の4手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を1つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書」を新たに設けます。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和9年1月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》 《青色申告の承認申請書》

→単体様式は廃止
(令和9年1月)

→単体様式は廃止
(令和9年1月)

《給与支払事務所
等の開設届出書》

《源泉所得税の納期
の特例に関する申請書》

【変更後】

《青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書イメージ》

2-5 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄（8桁）は、「お問い合わせ番号」欄（13桁）に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

【変更後】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

10

2-6 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口へ備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

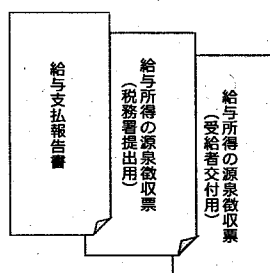
11

2-7 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

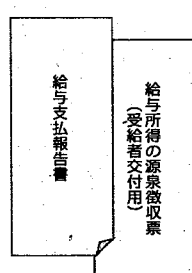
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
 - ※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

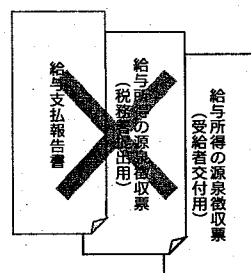


【2枚複写】

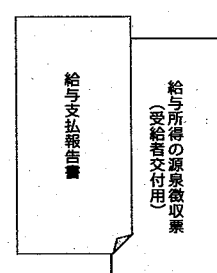


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。

12

INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

3-1 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

お問い合わせ番号 来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。 年 月 日 _____ 税務署長	第 1 欄 分 _____ 円 第 2 欄 分 _____
--	---

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について
あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額

14

3-2 申告書等への提出年月日の表示

- 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。
※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

提出年月日 yyyy.mm.dd
 年 月 日

提出年月日 yyyy.mm.dd 受付番号 9999999999999999

申告書イメージ

15

3-3 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	卖	（手書き）
	業	（手書き）
記号	⑩	（手書き）
	㊦	（手書き）

16

3-4 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK2への移行後は非公開となります。）。
- ※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。
- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを公開	非公開
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

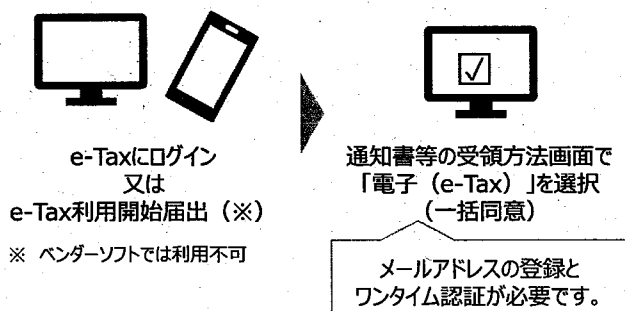
※ 各WebページのURLの変更はありません。

17

3-5 処分通知等の電子交付の対象拡大

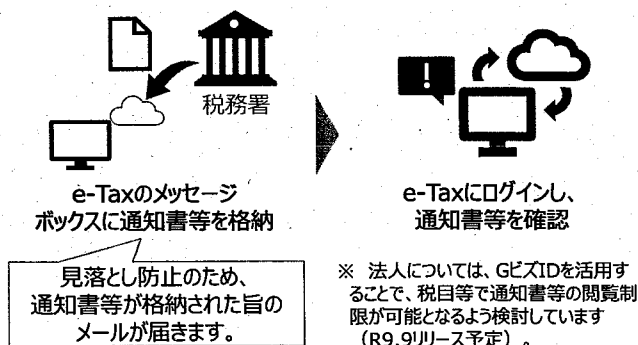
- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意 (R8.9.24~)

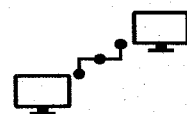


- ◆ 従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
 - ・ 更正又は決定通知書
 - ・ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 (いわゆる是認通知)
 など約1,000通知が電子交付対象となります。

電子交付



- ◆ 税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



18

INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

4 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
 - このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
 - ・ 令和8年9月19日（土）0時～令和8年9月24日（木）8時30分
 - ・ 令和8年9月26日（土）0時～24時
- ※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			

